

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所7号機及び同6号機の耐震安全性
に係る設備健全性等について

21安委決第23号
平成21年7月2日
原子力安全委員会決定

原子力安全委員会は、本日、耐震安全性評価特別委員会から、東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所7号機（以下「7号機」という。）及び同6号機（以下「6号機」という。）の耐震安全性に係る設備健全性等に関する原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）の報告は妥当であるとの報告を受けてそれを了承し、委員会として決定した。

当委員会は、これらの決定を踏まえ、7号機については、その継続的な通常運転に入ることに安全上の支障がなく、また、6号機については、原子炉の起動試験運転を行う上から必要な施設健全性及び耐震安全性は確保されているものとする。

当委員会は、7号機及び6号機に関し、今後とも緊張感をもって安全上の取組を継続するよう東京電力及び保安院に求めるとともに、後続する他号機の施設健全性確認及び耐震安全性評価の検討に当たっては、新潟県中越沖地震の揺れが両号機に比べ相対的に大きかったという事実を踏まえつつ、引き続き慎重に取り組むことを要請する。